

島原地域広域市町村圏組合消防表彰要綱

昭和51年12月22日消本告示第1号

改正 平成9年3月31日消本訓令第1号

平成15年3月26日消本訓令第1号

平成18年3月27日消本告示第1号

平成18年6月23日消本告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、消防長及び消防署長が行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次の2種類とする。

- (1) 消防長表彰
- (2) 消防署長表彰

(消防長表彰)

第3条 職員又はその団体の表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 水火災その他の災害において、人命救助又は救急若しくは火災等の予防、警戒、鎮圧で顕著な功労があつたもの
- (2) 平素の勤務成績が優秀で職務に精励し、著しく業績をあげたもの
- (3) 消防の威信を高揚し社会の賞賛を受けた行為があり、その功績が顕著であつたもの
- (4) 消防に必要な機器等の発明、発見及び考案で顕著な功労があつたもの
- (5) 消防事務の処理又は、職務の執行が適切で著しく効果をあげたもの
- (6) 前各号のほか、特に顕著な功労があつたと認めるもの

2 職員以外の個人又は団体の表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 水火災その他の災害において、人命救助又は救急若しくは、火災等の予防、警戒、鎮圧に協力し、その功労が顕著であつたもの
- (2) 永年にわたり、消防業務の推進、改善に貢献しその功労が顕著であつたもの
- (3) 消防施設の拡充、強化に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) 前各号のほか、特に顕著な功労があると認めたもの

(消防署長表彰)

第4条 消防署長は、前条の消防長表彰に次ぐ功労、功績があると認めるものを表彰する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、第3条第2項に該当するものの表彰は、感謝状及び記念品を授与して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、前条の表彰について準用する。

(表彰上申)

第6条 所属長(消防本部にあっては各課長、消防署にあっては課長及び分署長)は、第3

条第1項又は第2項各号の一に該当すると認めるときは、[第1号様式](#)又は[第2号様式](#)によって消防長に上申しなければならない。

- 2 所属長は、表彰上申後、その者の身分に異動が生じたとき又は表彰されるにふさわしくない事由が発生したときは、速やかに総務課長に通知しなければならない。

(消防表彰審査会)

第7条 表彰の適正を期するため、消防本部に消防表彰審査会（以下「審査会」という）を置く。

(組織)

第8条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、消防本部次長をもってあて、委員は消防本部にあっては課長以上の職にあるもの、消防署にあっては署長の職にあるものをあてる。

- 3 委員長は、審査会開催時、必要に応じ上申者又は関係者の出席を求めることができる。

(職務)

第9条 委員長は会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

- 3 委員は、自己に関係を有する案件の審査には参加することができない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

第11条 前各条に定めるものを除くほか、事務処理については島原地域広域市町村圏組合表彰規則に準じて行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、表彰の実施について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日消本訓令第1号抄）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日消本訓令第1号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日消本告示第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日消本告示第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合消防本部
消防長 様

所属長名

職員の表彰について（上申）

個人	所属 階級 氏 名 年令
団体	団体名 代表者階級氏名
功 勞 日 時	年 月 日 時 分
功 勞 種 別	表彰要綱第3条第1項第 号該当
功 勞 内 容	
火災現場等における功勞の場合は火災等の内容	

第2号様式

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合消防本部
消防長 様

所属長名

一般表彰について（上申）

個人	住所	職業
	氏名	年令
団体	団体名	団体の所在地
	代表者	代表者の住所
功 勞 日 時	年 月 日 時 分	
功 勞 種 別	表彰要綱第3条第2項第 号該当	
功 勞 内 容		